令和7年度 石川森林管理署電子複写機保守業務

閲 覧 図 書

添付書類

- 1 入札説明書
- 2 入札者注意書
- 3 契約書(案)
- 4 仕様書
- 5 業務実績書(様式)
- 6 入札書外(様式)

石川森林管理署

入札説明書

この入札説明書は、会計法(昭和22年法律第35号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和55年大蔵省令第45号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令52号)、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し且つ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

(1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知(以下「入札公告等」という。)、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

但し、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

但し、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されていると き又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便(書留郵便に限る。) により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成 するものとする。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。 また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す 委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及 び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し且つその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と 朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の 上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の

封皮には「何月何日開札、調達案件名)の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札 価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければ ならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、入札参加者が連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は当該入札を延期し若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを 行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き 又は入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則2回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行 う場合でも3回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところ

により申し出るものとする。

但し、電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届 を同システムにおいて提出する。

- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し又は郵送(入札 日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職 員に直接提出して行う。
- (3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書 または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札参加者 及び代理人の記名を欠く入札書
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合 において、当該入札保証保険証券の提出がないか又はその保険金額が不足している とき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札。

4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

但し、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。

- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、 落札者となるべき者の入札価格によっては、入札を保留し、調査の結果、その者に より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又は その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって 著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって 申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすること がある。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

(5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、 当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保 証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に 帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落 札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の 5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から 交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該 契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1

通を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。

- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入 札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札 説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108 号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に 応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行う こととする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書 記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなら ない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示しては ならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。 但し、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が 消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入 札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

但し、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。

- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。

また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。

- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号 の記載のない入札書。
- (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を 提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書

- (8) 入札時刻に遅れてした入札又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、 未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札 書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 78 条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合にお いて、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。

また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

- 12 開札は入札者の面前で行う。
 - 但し、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその 者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札 を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員に くじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。但し、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

電子複写機保守契約書(案)

分任支出負担行為担当官 石川森林管理署

(以下「甲」という。)

ع

(以下「乙」という。)

とは、電子複写機(以下「複写機」という。)の保守管理、複写機に必要な用紙を除く、ドラム・トナー等の消耗品(以下「消耗品」という。)の供給に関して、下記条項により契約を締結する。

記

(契約の目的)

第 1 条 この契約は、仕様書に基づき甲の複写機が業務遂行上、常時正常な状態で 稼働するように、乙が保守及び複写機に必要な消耗品の円滑な供給を行い、 甲がこれに対して保守及び消耗品の料金を乙に支払うことを目的とする。

(契約保証金)

第 2 条 この契約に関する契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

但し、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。 (契約対象物件)

第 4 条 契約対象の複写機の機種及び設置場所は、仕様書のとおりとする。 なお、甲は複写機の設置場所を変更する場合、あらかじめ乙に通知するも のとする。

(契約料金)

第 5 条 保守及び消耗品料金は、単価表のとおりとする。

(契約期間)

第 6 条 契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 (複写機の保守)

- 第 7 条 乙は、乙の技術員を複写機の設置場所に派遣して点検・調整等の保守及び 消耗品の交換を行わなければならない。
 - 2 複写機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに技術員を派遣して 修理に着手し、甲の業務に支障のないよう速やかに正常な状態に回復しなければならない。
 - 3 複写機の保守点検・調整等に要する経費は、次の場合を除き乙の負担とする。
 - (1) 甲の故意又は取扱い上の重大な過失による場合。
 - (2) 乙又は甲の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合。
 - (3) 天災地変、その他これに類する災害の場合。

(検査)

- 第 8 条 甲は、前条に定める保守、消耗品の交換、修理等業務の完了後、乙又は乙 の代理人の立ち会いの上、検査を行うものとする。
 - 2 乙は、前項の検査に合格しなかった時は、甲の指定する期日までに前項の 業務を完了しなければならない。
 - 3 前項の場合に要する費用は、全て乙の負担とする。

(契約料金の支払い及び遅延利息)

- 第 9 条 乙は、1ヶ月毎の第5条に基づく保守料金を当該期間経過後、所定の手続きに従って甲に請求し、甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日 (以下「支払約定期間」という。)以内に保守料金を支払わなければならない。
 - 2 甲の責に帰すべき事由により契約代金が支払約定期間内に支払われなかったとき甲は乙に対して支払の時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ請求金額に対して「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」を乗じた額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払いを要しないものとする。

(検査の遅延)

- 第10条 甲は、自己の責に帰する事由により第8条に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数(以下「検査遅延日数」という。)を約定期間の日数から差し引くものとする。
 - 2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第9条第2項に規定する遅延利息を 乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙及び乙の指定した者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上 の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(仕様書の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは契約期間若しくは契約金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務 の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると 認められるときは、契約期間若しくは契約金額を変更し又は乙が業務の続行 に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を 及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 保守及び消耗品の供給が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下、「履行の追完」という。)を請求することができる。

但し、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した 方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ち に代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合におい て、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

(発注者の催告による解除権)

第15条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

但し、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第8条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第14条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を

した目的を達することができないとき。

- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合におい て、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 債務の不履行が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

- 第18条 甲は、第15条又は第16条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害 を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第19条 乙は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

但し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上 の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除する ことができる。
 - 1 第12条の規定により仕様書が変更されたため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - 2 第13条の規定による業務の中止期間が契約期間の10分の5(契約期間 の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。

但し、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務 が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責に帰すべき事由によるもので あるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は 債務の履行が不能であるとき。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を 請求することができる。
 - (1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債 務について履行不能となった場合
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(延滞金)

第23条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利3%の割合で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

但し、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第24条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と 相殺することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第25条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約 の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第

7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の 通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合に は、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第26条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条 により 契約の全部又は一部 を解除 するか否かにかかわらず、契約金額 の 100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わ なければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第 8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の 規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第 1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第 7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の 通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し且つ次の各号のいずれかに該当 するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金 額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払 わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の 3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が 違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第27条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害 の賠償を請求することができる。

但し、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして 発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限り でない。

- 1 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(特約条項)

第28条 暴力団排除に関する特約条項については、別紙3のとおりとする。

(紛争の解決)

第29条 この契約の条項の解釈について疑義紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ 解決するものとする。

(契約外の事項)

第30条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約 の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき及びこの契約に規定のない事項 については、甲、乙協議して決定する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地 分任支出負担行為担当官 石川森林管理署

(Z)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同 じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要 せず、本契約を解除することができる
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどし ているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは 関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利 用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し且 つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

- 第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより 乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、 甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」 という。)を受けた場合は、これを拒否し又は再請負人等をして、これを拒否さ せるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報 及び捜査上必要な協力を行うものとする。

複写機 保守及び消耗品等料金

(単価:円)

				()	
	設置場所	コピー機種	料金(税抜)		
機種			単価(1枚当たり)	備考	
		モノクロ			
		カラー			

※1. 乙の社員又は乙の指定するものが複写機の保守にあたって、点検と調整のために使用したコピー機及び乙の責に帰すべき原因で不良コピーが生じた場合、当該コピー枚数を1ヶ月のコピー枚数から除くものとする。

仕 様 書

この業務の従事者は、石川森林管理署職員が使用する次の複写機について、複写機が常時 正常な状態で稼働し得るよう保守を行うとともに、必要な消耗品を円滑に供給するものとす る。

1 対象機種

- (1)機 種 富士ゼロックスDocuCentre-IVC4475PFS-PC-S
- (2)数量 1台
- (3) 設置場所 石川森林管理署 1 階事務室
- (4) 月間予定枚数

ア モノクロコピー 平均 5,200枚イ フルカラーコピー 平均 5,000枚

2 保守体制

- (1) 機器の障害を未然に防ぐため、月1回以上の定期訪問を実施すること。
- (2) 修理及び消耗品発注等依頼の連絡先を機器の判りやすい場所に表示すること。
- (3) 平日の8時30分から17時00分の間に通報した修理等依頼に対し、通報をして から、1時間以内の対応を確立し、速やかな障害復旧にあたること。
- (4) 使用済み消耗品を月1回以上定期的に、また、回収依頼通報をした際に回収すること。

業務実績書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 石川森林管理署長 川﨑 秀親 殿

住所

社名

氏名

令和7年3月13日入札の令和7年度石川森林管理署電子複写機保守業務における資格要件となる業務実績を下記のとおり提出します。

記

- 1 契約相手方住所
- 2 契約相手方氏名
- 3 契約履行名称
- 4 契約履行場所
- 5 契約期間
- 6 添付書類 契約書(写)、資格審査結果通知書(写)

入 札 書

物件の名称 令和7年度石川森林管理署電子複写機保守業務

入	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
札 金 額									

ただし、上記金額は、入札金額内訳書で見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 石川森林管理署長 川﨑 秀親 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

入札金額内訳書

1	月間最低料金				円		
2	保守料				4		
(1) モノクロ						
_	コピー枚刻	数範囲	-	単価(税抜)	1	金額(税抜)	-
	1 枚~		枚		円		円
	枚~		枚		円		円
	枚~		枚		円		円
_	枚以」	Ŀ.			円		円
(2	2)フルカラー				•		-
` _	コピー枚	数範囲		単価(税抜)		金額(税抜)	
	1 枚~		枚		円		円
	枚~		枚		円		円
	枚~		枚		円		円
	枚以」	E.	_		円		刊 円
L				L	1	L	_1
(3	3) (1)(2)の合計金	≿額(税抜)					円

(注意)

- 1 本入札においては、不良コピー控除枚数は算入しない。
- 2 コピー枚数範囲は、適宜記載すること。
- 3 単価に1円未満の端数がある場合、端数処理は行わないこと。
- 4 金額に1円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てること。
- 5 合計金額は、入札書に記載する金額と一致させること。

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 石川森林管理署長川崎 秀親 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 下記の入札に関する一切の権限を委任します。 を代理人と定め、

記

1 物件の名称 令和7年度石川森林管理署電子複写機保守等業務

入札辞退届

入札物件 令和7年度石川森林管理署電子複写機保守業務

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住所

氏名

分任支出負担行為担当官

石川森林管理署長 川﨑 秀親 殿